

かもバス奥畑線及び通学線の車両購入について

○現在使用している車両の老朽化により、安心・安全の確保が難しくなったことから、新たに車両を購入するもの。

○車両を旅客用に登録するにあたり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、ノンステップバスやワンステップバスの導入が進められている。

○狭隘な道を通行するための小型車両登録については「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条の規定に基づく場合は、移動等円滑化基準」の適用除外の認定を受ける必要がある。

○基準適用除外車両の認定を受けるには、木津川市地域公共交通総合連携協議会での合意が必要。

○協議内容

かもバス奥畑線の恭仁宮跡バス停から瓶原親水公園バス停までの間が狭隘区間である。

今回提案する小型車両の幅でないと通行することができないため、適応除外車両の認定承認をお願いします。

※付近見取り図以下のとおり

※購入車両の概要別紙参照

